

石川県立自然史資料館管理規則をここに公布する。

平成十八年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号
石川県立自然史資料館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校以外の教育機関等設置に関する条例(昭和三十二年石川県条例第十四号)第五条の規定に基づき、石川県立自然史資料館(以下「自然史資料館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 自然史資料館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、自然史資料館への入館は、閉館時間の三十分前までとする。

(休館日)

第三条 自然史資料館の休館日は、次のとおりとする。

(開館時間の変更等)

第一 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

第二 資料の展示替え又は整理の期間

第四条 前二条の規定にかかわらず、石川県立自然史資料館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、石川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、臨時に開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

2 前項の規定により開館時間を変更し、又は休館する場合は、その旨を自然史資料館の入口その他見やすい場所に掲示するものとする。

第五 入館の制限) 館長は、次のいずれかに該当する者に対しては、自然史資料館への入館を拒否することができる。

一 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者

二 他の入館者に危害を加え、又は自然史資料館の設備、器具若しくは展示品を損傷するおそれがある者

三 物品又は動物を携帯する者、自然史資料館の管理上支障があると認められる行為をするおそれがある者

（入館者の遵守事項等）
第六条 自然史資料館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 展示品に触れないこと（特に指定した展示品を除く。）。

二 展示品の近くでインキ、墨汁等を使用しないこと。

三 次条第一項の許可を受けず、展示品の撮影、模写等をしないこと。

四 館長の指定する場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。

五 寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。

六 他の入館者に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、館長の指示した事項

2 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に退去を命じ、又は必要な措置をとることが

できる。

（特別利用）
第七条 自然史資料館が所蔵し、他人から借り受け、又は第十条の規定により保管の委託を受けた自然科学

学に関する実物、標本、文献その他の資料（展示品を含む。以下「所蔵等自然史資料」という。）の閲覧、模写、模造、撮影、写真原板使用等（以下これを「特別利用」という。）をしようとする者は、

2 別記様式による申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならぬ。

3 は、所蔵等自然史資料の特別利用について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、前項の申請書に

4 館長は、第一項の許可を添付しなればならない。

許館長は、第一項の許可を受けた者が前項の規定により付された許可の条件に違反した場合には、当該

（損害賠償）
第八条 館長は、自然史資料館の施設、設備、備品、展示品等を損傷し、又は滅失させた者に対し、その

（所蔵等自然史資料の貸出し）
第九条 館長は、所蔵等自然史資料を他の公共団体等において公共の用又は公益事業の用に供するため、

貸し出すことができる。

（資料の受託）
第十条 館長は、自然科学に関する実物、標本、文献その他の資料の保管の委託を受けることができる。

（雑則）
第十一条 この規則に定めるもののほか、自然史資料館の管理運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。